3　「前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算」、「当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算」及び「新設適格合併による加算調整額の計算」の「直前の課税事業年度」の各欄は、当該課税事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各課税事業年度（その月数が6月に満たないものを除く。）のうち最も新しい課税事業年度の開始及び終了の日を記載すること。

4　「被合併法人確定地方法人税額等」の各欄は、法第16条第4項第1号に規定する被合併法人確定地方法人税額等を記載し、「被合併法人等確定地方法人税額等」の各欄は、同条第6項第2号に規定する被合併法人等確定地方法人税額等を記載すること。

別表四　退職年金等積立金に係る地方法人税の申告書―退職年金業務等を行う法人の分

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	※税務署処理欄	
納税地	電話（　）　－		
（ふりがな） 法人名			
（ふりがな） 代表者 自署押印			
代表者住所			
経理責任者 自署押印			
日納税地及び 日法人名等			

平成　年　月　日
平成　年　月　日　課税事業年度分の地方法人税　申告書

課税標準法人税額 （法人税申告書別表十九「11」）	1	円	この申告が修正申告である場合	この申告前の	課税標準法人税額	5	円
地方法人税額 (1)×4.4％	2				確定地方法人税額	6	
中間申告分の地方法人税額	3			この申告により納付すべき地方法人税額 (4)－(6)		7	
差引確定地方法人税額 (2)－(3) （中間申告の場合はその税額）	4		中間申告の場合にはその計算期間			平成　年　月　日 平成　年　月　日	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）